

平成 14 年 度  
茨 城 県 職 員 採 用 選 考 案 内

平成 15 年 1 月 6 日

茨城県人事委員会  
水戸市笠原町 9 7 8 番 6 (〒310-8555)  
電話 0 2 9 - 3 0 1 - 5 5 4 9  
茨城県総務部人事課  
水戸市笠原町 9 7 8 番 6 (〒310-8555)  
電話 0 2 9 - 3 0 1 - 2 2 7 8

次により，看護師，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，ソーシャルワーカーを採用するための選考考査を行います。

1 採用予定人員及び勤務場所等

| 採用職種      | 採用予定人員 | 勤務場所     | 採用予定年月日                  |
|-----------|--------|----------|--------------------------|
| 看護師       | 5 名程度  | 病院，福祉施設等 | 平成 15 年<br>4 月 1 日<br>以降 |
| 理学療法士     | 2 名程度  | 病院，福祉施設等 |                          |
| 作業療法士     | 2 名程度  | 病院，福祉施設等 |                          |
| 言語聴覚士     | 2 名程度  | 病院，福祉施設等 |                          |
| ソーシャルワーカー | 1 名程度  | 病院，福祉施設等 |                          |

2 受験資格

[ 看護師 ]

次のいずれにも該当する人

- ( 1 ) 昭和 4 8 年 4 月 2 日から昭和 5 8 年 4 月 1 日までに生まれた人
- ( 2 ) 看護師の免許を有する人又は平成 1 5 年 2 月に実施される看護師国家試験により看護師の免許を取得見込みの人

[ 理学療法士 ]

次のいずれにも該当する人

- ( 1 ) 昭和 4 8 年 4 月 2 日から昭和 5 7 年 4 月 1 日までに生まれた人
- ( 2 ) 理学療法士の免許を有する人又は平成 1 5 年 3 月に実施される理学療法士国家試験により理学療法士の免許を取得見込みの人
- ( 3 ) 日本国籍を有する人

[ 作業療法士 ]

次のいずれにも該当する人

- ( 1 ) 昭和 4 8 年 4 月 2 日から昭和 5 7 年 4 月 1 日までに生まれた人
- ( 2 ) 作業療法士の免許を有する人又は平成 1 5 年 3 月に実施される作業療法士国家試験により作業療法士の免許を取得見込みの人
- ( 3 ) 日本国籍を有する人

[ 言語聴覚士 ]

次のいずれにも該当する人

- ( 1 ) 昭和 4 8 年 4 月 2 日から昭和 5 7 年 4 月 1 日までに生まれた人
- ( 2 ) 言語聴覚士の免許を有する人又は平成 1 5 年 3 月に実施される言語聴覚士国家試験により言語聴覚士の免許を取得見込みの人
- ( 3 ) 日本国籍を有する人

[ ソーシャルワーカー ]

次のいずれにも該当する人

- ( 1 ) 昭和 4 8 年 4 月 2 日から昭和 5 6 年 4 月 1 日までに生まれた人
- ( 2 ) 学校教育法に基づく大学 ( 短期大学を除く。 ) において、社会福祉を専修する学科を修めて卒業した人又は平成 1 5 年 3 月に卒業見込みの人
- ( 3 ) 日本国籍を有する人

ただし、上記の資格に該当しても地方公務員法第 1 6 条各号に該当する人は受験できません。

3 考査日、考査会場及び合格者の発表

- ( 1 ) 考査日 平成 1 5 年 2 月 5 日 ( 水 ) 午前 8 時 3 0 分から
- ( 2 ) 考査会場 茨城県職員会館 ( 水戸市三の丸 1-7-41 TEL 029-224-3991 )  
当日は、午前 8 時 2 0 分までに集合してください。  
なお、受験票は発行しないので、当日、受付で名前を申し出てください。  
考査会場への自家用車の乗入れは禁止します。
- ( 3 ) 持参品 鉛筆 ( H B 3 本以上 )、消しゴム、鉛筆削り、ボールペン  
昼食は各自で用意してください。
- ( 4 ) 合格者発表 3 月上旬 ( 予定 ) に、すべての考査項目を受験した受験者全員に通知します。

4 受験手続

次の書類を 平成 1 5 年 1 月 2 9 日 ( 水 ) までに ( 必着 ) 茨城県総務部人事課へ提出願います。

- ( 1 ) 履歴書 ( 県規定の用紙 )
- ( 2 ) 身体検査書 ( 県規定の用紙 )
- ( 3 ) 最終学校の卒業証明書及び成績証明書 ( 在学中の人にとっては、卒業見込証明書及び成績証明書 )
- ( 4 ) 採用職種に必要な各種免許の写し ( 取得済みの人のみ )

5 試験の方法

| 項 目  | 方 法             | 内 容                                     |
|------|-----------------|---|
| 教養考査 | 択一式<br>( 2 時間 ) | 筆記試験とし、公務員として必要な一般的知識、知能等をみます。          |
| 論文考査 |                 | 文章による表現力、課題に対する理解力等をみます。<br>( 看護師を除く。 ) |
| 口述考査 | 個別面接            | 主として人物についての評定を行います。                     |
| 適性検査 |                 | 通常の職務遂行に必要な適性の有無についてみます。                |
| 身体検査 |                 | 身体検査書により審査します。                          |

職種によって、採用予定人員に対して応募者が多数の場合には、教養考査の成績が一定基準以上の人のみ論文考査及び口述考査を実施します。

## 6 給与

給与は、職員の給与に関する条例・規則により支給されますが、例えば、卒業後、直ちに採用された場合の給料（基本給）及び手当は、次のとおりです。

### (1) 給料 (H14.12.1現在)(単位:円)

| 職種 | 看護師     | 理学療法士   | 作業療法士   | 言語聴覚士   | ソーシャルワーカー |
|----|---------|---------|---------|---------|-----------|
| 給料 | 大卒      | 大卒      | 大卒      | 大卒      | 大卒        |
| 月額 | 203,500 | 184,100 | 184,100 | 184,100 | 178,400   |
|    | 短大3卒    | 短大3卒    | 短大3卒    | 短大3卒    |           |
|    | 197,500 | 177,400 | 177,400 | 177,400 |           |

- ・ 上記の給料月額は、それぞれに示した資格を所持し、又は学歴区分に属する学校を卒業した場合の額で、職務経歴がある場合は、増額されます。
- ・ 勤務する課所によっては、給料の調整として一定の額が上記の給料月額に加算されることがあります。

### (2) 手当

期末手当、勤勉手当、通勤手当、扶養手当、住居手当及び時間外勤務手当等があります。

## 7 福利厚生

共済組合に加入することにより、療養給付、災害給付、貸付金等が受けられます。また、全国に保養所等の宿泊施設があり利用することができます。

## 8 採用

- ・ 看護師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士にあつては、それぞれの免許を取得しない人は、この試験に合格しても採用されません。なお、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の場合、平成15年3月に実施される国家試験を受験する人については、国家試験合格発表後に採用されます。
- ・ ソーシャルワーカーにあつては、平成15年3月に大学を卒業する見込みで受験した人は、卒業した場合のみ採用されます。

## 9 この試験についての問合せ

茨城県総務部人事課(029-301-2278)又は茨城県人事委員会(029-301-5549)へ問い合わせてください。